

第二次大戦後のカナダにおける日系金融機関の軌跡

——バンクーバー・共同投資会社の場合——

末 永 國 紀

はじめに

- 一 晩香坡信用貯蓄組合の創立
 - 二 共同投資会社の推移と活動
- むすび

はじめに

太平洋戦争の始まった一九四一年、カナダにおける日系移住者の居住地域はブリティッシュ・コロンビア州(以下、B・C州と略称)、二万二〇九六人、ついでアルバータ州の五七八人、オンタリオ州二三四人、サスカチュワン州一〇五人というように、カナダ西部とりわけB・C州に偏在していた。^①またB・C州最大の都市バンクーバーに在留していた日系人を出身府県別にみると、首位は滋賀県で一三八五人、以下、和歌山一三五五人、広島七八九人、福岡七八六、熊本七七六、鹿児島六七三人の順である。^②滋賀県出身者はカナダ日系人全体のなかでも最大人数であり、例えば、

一九二〇年のカナダ日系人の出身地別の統計をみてもすでに第一位を占めている。以下、和歌山、広島、熊本、福岡、鹿児島、鹿儿島の諸県の順であり、バンクーバーの順位と相似している。⁽³⁾ 滋賀県人の移民渡航の特徴の一つは、渡航先がカナダに突出していることである。同県の明治三〇年から昭和一三年までの四二年間の移民渡航者総数一万三三九人のうち、カナダは七五八五人であり五五%を占め、二位アメリカの二七七〇人を大きく引き離している。⁽⁴⁾ その上、滋賀県内の海外渡航者の出身地も彦根市を含む犬上郡、愛知郡、坂田郡、神崎郡、東浅井郡の県東北部に集中している。⁽⁵⁾ 滋賀県の移民輩出地と渡航先がこのように特定の地域に偏在していることは、この地の近江商人の広域志向性との関連で興味深い事象であるが、本稿はそのための準備段階と位置づけ、今はその本格的考察は後日に譲らなければならない。

このようにカナダ西部に偏在していた日系人も第二次大戦後の一九五三年には、トロント周辺八五八一人、モントリオール一三三七人、エドモントン・キャルガリー・レスブリッジ周辺三三三六人というように、計二万一六六三人がほぼカナダ全土に分散居住するに到った。⁽⁶⁾ 戦争中のB・C州沿岸から一〇〇マイル内陸への強制移住から開放され、日系市民にB・C州西部への復帰と選挙権が認められたのはようやく一九四九年四月になってからであった。本稿執筆の直接の目的は、滋賀県出身者が中心となって設立した日系金融機関の具体的な活動を通して、第二次大戦後の日系カナダ人の再定住過程を考察することである。カナダに限らず、アメリカ大陸に移住した日系人の定住過程の経済史的考察は緒についたばかりであり、日系金融機関の活動を対象とした論考は、戦前戦後を通じてまことに希少である。⁽⁷⁾ 利用する史料は、晩香坂日系人信用貯蓄組合と共同投資会社の事績を一一四頁に亘って記した手書きのレコードブック(以下「記録帳」と略称)⁽⁸⁾ である。

一 晩香坡信用貯蓄組合の創立

共同投資会社の前身は晩香坡日系人信用貯蓄組合(以下、組合と略称)である。その設立への動きは、一九五四年四月であった。「記録帳」は、その冒頭において「沿革史」という一項を掲げて、組合結成に至るいきさつを次のように記している。

一九五四年四月より有志間に信用組合(Credit Union)組織の議が生じた。仏教会役員会に於ても提案されたが、理想はよいが実現は困難で反対者あり、依つて仮の責任者を矢田源一郎、会計元持、幹事岡野として賛同者を作り、そして十八人の賛成者を得たので之を發起人として發起人総会を開催する事にした。

ここで確認されることは次の二点である。信用組合組織の必要性は日系人にとって共通の認識ではあったが実現は困難視され、一八人の賛同者を得て発足するまでに一年間の時日を要したこと。仏教会が組合結成の拠点であったことである。とくにバンクーバー仏教会は一九五一年に再発足し、五四年に仏教会の建物をジャクソン街二〇〇番地に購入設置していることを考慮すれば、⁽⁹⁾仏教会の再建が金融機関設立の契機にもつながっていたことを読み取ることができる。

設立から運営にいたるまで一貫して主導者の地位にあった矢田源一郎(滋賀県出身、明治四〇年生)の言によれば、設立当時の日系人は次のような状況におかれていたという。⁽¹⁰⁾当時のバンクーバーにおける日系の帰還者の金融的信用は無に等しかった。事業を興すにも資産は無く、強制移住以来約七年間の空白は、銀行や問屋との間に結ばれていた取

引上の人的関係も消滅させてしまつていたからである。そのため、帰還者達は必要資金を調達する手段として頼母子講を組織したが、高額の入札で講金を落札して逃亡するなどの事件が発生して問題が多かつたという。このような状況を鑑みて、法律に叶つた金融機関の設立を圖つたのである。日系人自らの手による合法的金融機関の設立は、その再定住にとつてまさに時宜に適した計画であつた。

さて『記録帳』によれば、一九五五年四月一日午後七時半から発起人集會が仏教會で開かれ、組合結成の経過報告、趣意および規約の原案が討議された後、当年度の役員を決定した。制定された組合の「設立趣意及規約」の内容は「趣意及目的」、「組合はどんな役に立つか?」、「組合の貯蓄と貸付の方法」、「本組合の安全性」、「本組合の役員」、「本組合の役員及発起人」の六項目からなつてゐる。全文は次の通りである。

晩香坡日系人信用貯蓄組合 設立趣意及規約

一九五五年四月

▲趣意及目的

◎各組合員(メンバー)が相互に健全にして効果的な貯蓄に努力し、積立られた預金を必要に応じて各組合員に低利貸付をなし、剰余金は安全確実なる方法にて投資増殖を計り、御互が小額ながら規則的に積立て行くと云ふ組織的共同貯蓄及共同事業の習慣を養成し、自然に相互の金融機関となるを目的とす

▲組合はどんな役に立つか?

◎組合員は原則としてそれ〴〵自分の収入から一定の金額を毎月貯蓄し、各組合員其の家族の經濟的安定を確立し、従つてメンバーは臨時の支出の不安を少し、たとへばメンバーが自分にとつて価値のある事業だと信じた時、

其の爲めに直に必要な資金を低利で貸る事が出来る、即ち自動車の購入、家、修繕、医薬の支払など必要に応じて融通して貰ふ事が出来る

▲組合の貯蓄と貸付の方法

◎組合員は一株十\$として毎月十\$宛積立を行ふものとす、本組合の趣旨に賛同人会希望者は入会当初十株百\$を納入するものとす

新入会は毎年一回四月中とす

メンバーへの貸付は預金の八十パーセントの範囲内となつて居るが、預金以上三百\$迄は貸りられる、但し理事の認めた二人又は三人の保証人を要す、確實なる担保があれば三百\$以上も貸付が許される、貸付の返却が全納されないと次の貸付は許されない、利子は年五分とし、十二ヶ月以内は月五厘とす

期限は一ケ年とす、但し二カ年迄延長が許される

支払方法は毎週毎月又は半月と云ふ様にいろく出来る

▲本組合の安全性

◎本組合の積立金は政府公認の銀行に法規によつて預金するものとす、本組合の総積立金が相当の額に達した時、総会に諮り州政府公認(クレジットユニオン)として登録をなす事を約す

貸付又は事業其の他より入る利益はメンバーに配当される、但し利益の二割は預備金として法規上積立てる必要があるので組合員への配当は三分か四分である、配当は毎年決算するものとす、積立られた預金の増植の方法は理事会に於て確實なる政府発行ボンド、又政府公認の株券の購入、又以外投資事業は組合総会の協賛を得てなされる

役員理事は絶対に各自の預金以上貸^(ママ)りる事は許されぬ事
 会計報告は定期総会に於て報告をなし、会計範^(ママ)は記録は常に監査役の調査出来るやうに整理しておかなくてはな
 らぬ

▲本組合の役員

◎本組合の運営は理事会によつて仕事をなさ^(ママ)れる、理事会は左の役員によつて、組合長一名、会計一名、幹事一
 名、理事三名、監査役三名

役員の任期は一ケ年とす、組合の定期総会は毎年一回四月に開催する
 理事会が必要と認めたる時、臨時総会を開催する事を得
 投票権は株数の多少にかゝらず各自一票とす

▲本組合の役員及発起人

◎組合長	矢田源一郎	監査役	近藤要次郎	木下	美香
會計	大堀源一	全	岡田繁登	田元	悟
幹事	岡野義男	全	田所幸春	内山	健六
理事	元持留吉	発起人	生田真成	田中徳太郎	
全	番野孫八		矢田源治	川崎	良太
全	田中善之		矢田しげ	小林勘三郎	

組合の結成目的は、第二次大戦後のバンクーバー市内唯一の日系金融機関としての機能をはたすことにより、日系

人の生活基盤の安定に資することにあつたことは、「趣意及目的」・「組合はどんな役に立つか?」の項から明らかである。以下、組合の性格の概要を列挙しておこう。組合員の出資は、入会に際し一〇株百ドル(カナダ・ドル、以下同)を納入し、以後毎月一〇ドルの積立を行うというものであり、組合員の借入れは預金額の八〇%以内を原則とし、保証人を立てることによつて三〇〇ドルまでの借入れを認め、確実な担保があればそれ以上の額でも認める。金利は年五分、一二月以内なら月五厘とし、期間は最大限二年である。積立金は政府公認の銀行に預金し、一定額に達した時に組合をB・C州政府公認の金融機関(トレディットユニオン)として登録することにより出資金の安全を図る。さらに積立金は政府発行のボンド・株券の購入や組合員の承認を得た投資事業によつて増殖を図る。総会は毎年四月の定期総会と臨時総会があり、投票権は持株の多少にかかわらず一人一票とする。発起人一人のなかから、組合長(矢田源一郎)・会計(大堀源二)・幹事(岡野義男)・理事(元持留吉、番野孫八、田中善之)・監査役(近藤要次郎、岡田重登、田所幸春)からなる任期一カ年の役員を選出している。以後、組合はこれらの役員からなる理事会によつて運営されていくのである。発起人のうち、役員の矢田・元持・番野・田中・近藤を含む半数の九人は滋賀県出身者であつた。⁽¹¹⁾

創立一周年を迎えた一九五六年四月六日、仏教会において第一回定期総会が開かれた。組合員数は三二名に増加した。一年間の決算をみると、総積立金は六五八五ドル、総貸付金五九一〇ドル、貸出利息収入は合計一九八ドル五四セントをあげた。利益処分は、組合員三二名への三%の配当金合計一四二ドル、経費(レコードブック、会計簿、スタンプ)一〇ドル九セント、仏教会への会場代五ドル、総会夕食代四一ドル四五セントに分けて行われた。経費の項に役員報酬は計上されていないので役員活動は奉仕であつたのであり、役員は満場一致で留任が決まつた。⁽¹²⁾

翌一九五七年の定期総会は四月一四日に仏教会で開かれた。⁽¹³⁾その報告によると組合員数は四六名。積立金総額一万三二六〇ドル、貸出総額一万七〇〇ドル、貸出利息収入三九八ドル二四セントであつた。利益処分は組合員へ前年同

様三%の配当が行われ、第一回加入者三〇人へ計二四三ドル、第二回加入者一六人へは計七四ドル四〇セントが支払われ、経費は役員の手仕により一ドル六五セントであった。総会協議では組合の公認登録は積立金の増加を期して延期となり、貸出利息を一カ年六分均一とすることに改めた。

一九五七年一〇月四日の理事会で組合を、クレジットユニオンとして公認をうけるか、株式会社として登録するかについて討議した。その結果、組合員も少数で融資のみによる運営は困難と判断して、半投資半融資主義の株式会社として州政府に登録することに理事の意見が一致した。⁽¹⁴⁾改組のための臨時総会は出席者少数のため流会となり、一九五八年四月二五日の仏教会での定期総会において株式会社として登録することに決定し、手続は新理事に一任されることになった。この総会で第三回の決算報告が次のように行われた。組合員数五六名、総積立金二万六四〇ドル、総貸付金二万一四五ドルである。貸出利息収入六九二ドル五セント、銀行利子収入二二ドル二一セントに対して、組合員への配当は三%、第一回加入者三〇人へは計三五一ドル、第二回加入者一四人へ計一一三ドル四〇セント、第三回加入者二人へ計五五ドル八〇セントの総計五二〇ドル二〇セントが支払われ経費は筆紙代の三ドル八〇セントにとどまった。総会では収入残金のうちから仏教会へ会場代一五ドル、幹事、会計へ各二五ドルを薄謝として進呈し、改選された新年度の幹事・会計へは年に各五〇ドルの手当を付け、理事会出席者へは二ドルづつ支給することも承認された。新理事の選挙が行われ、組合長は矢田源一郎、理事に大堀源一、岡野義男、西沢定次郎、番野孫八、中村源三郎、監査役には近藤要次郎と元持留吉が当選した。

二 共同投資会社の推移と活動

新理事会はヤング弁護士を顧問に、組合を資本金一〇万ドル(一株一〇ドル、一万株)の「KYODO Investment Com-

pany Ltd.」(共同投資会社)という名称で州政府に公認登録するべく請願し、一九五八年二月二十五日に認可された。公認登録にともなう臨時株主総会は、翌年二月一日に仏教会で開かれ、岡野幹事の会務報告、大堀会計による会計報告に続いて、アカウンター(公認会計士)に就任したヤング弁護士との間で質疑応答が行われた後、登録された新株券と組合の昨年度の利益配当が各株主に渡された。

会計報告の要旨は以下の通りである。まず、新組織への改組を前にして組合の昨年度一〇カ月間の収支が次のように整理報告された。収入は、銀行預金金利二八ドル三〇セントと貸出利息二一六六ドル六六セントの計二一九四ドル九六セントであるが、この利益金には過去数年間の特別利益が加わっている。支出は会計・幹事手当、仏教会への会場代、会議費、切手紙代、親睦会費からなる二七二ドル一六セントである。収支差引一九二ドル八〇セントの純益は株式配当金にまわされて清算された。配当は一株(一〇ドル)につき七〇セントの配当と決められ、六二人の株主の所有する二七一四株に対して計一八九九ドル八〇セントが支払われた。

次に共同投資会社の発足に際して、組合から移された資産は総貸出額二万五三一二ドル四一セントと銀行預金一八二七ドル五九セントの合計二万七一一四〇ドルであり、この積立金を払込金として資本金一〇万ドルの一部に充当し、残額は募集していくことになった。なお、新会社発足に際してはこれまでの役員名称は次のように変更登録された。社長矢田源一郎、専務岡野義男、会計大堀源一、理事番野孫八・近藤要次郎・中村源三郎・元持留吉。

以下『記録帳』によって、同社の活動を辿ってみよう。発足早々の一九五九年二月一日、共同投資会社は理事会を開いて「一スーツ(Suits)」を有するアパート(ユーコン街と六番街の角)を購入することに決定し、三月二三日に二万四七二八ドル七九セントを払い込んで四月一日に同アパートの譲渡をうけた。購入価格は総計五万四二〇〇ドル。購入資金は、銀行借入金一万五〇〇〇ドル、矢田・大堀・岡野・近藤の四人が各々二〇〇〇ドルの現金を立て替えること

によつて調達された。銀行借入金に対しては毎月一〇〇ドル返済していくために、会員への貸出は当分中止することになった。翌一九六〇年三月二十日に仏教会で開かれた第二回の株主総会では次のような会計報告がなされた。⁽¹⁵⁾現在株主六八人、総積立額三万五〇七〇ドル、(一九五九年二月現在、総貸出金一万七〇二二ドル、アパート購入未払金二万八四七二ドル。アパート経営の収支では、収入(四月―二月)は六四一四ドル一四セント、支出は五〇六六ドル一二セントで、一三四八ドルの利益をあげた。この年度の純益はアパート経営の利益金と貸付利息その他の利益九六三ドル一七セントの合計二三一一ドル二〇セントと報告され、三%強の配当(昨年二月より一―カ月間)が株主に配布された。アパート購入の際に受けた銀行融資の完済が報告され、会員への貸付も再開されたが、既貸付金の金利は従来通り年六分とし、新貸付分から年七分に引き上げることになった。

一九六〇年四月二七日の矢田宅における理事会において、総会で承認された役員手当を大堀会計一〇〇ドル、矢田社長七五ドル、岡野幹事七五ドルと決定した。八月一六日にはハブ・シユクユリティー会社の株券購入を決定し、二月一四日アパートの第一モゲージ(抵当九一八六ドル九七セント)の期限がきたので、銀行から六〇〇〇ドルを借り入れて払込を済ませた。第三回株主総会は一九六一年四月三〇日に仏教会で開かれ、矢田社長は「昨年不況のうちにあって、皆様の協力により本投資会社は堅実に進み、アパートの方も第一モゲージの払込を済ませ、第二モゲージ(二万八千三百五十一ドル)のみとなり、本年は四分の配当をすることが出来ました」と挨拶している。⁽¹⁶⁾同社の年次会計報告の内容は次の通りである。会社の財産と総収入は七万三二九八ドル八〇セント。総積立金(昨年二月まで)四万二九四〇ドル、アパート五万四〇〇〇ドル、総貸出額一万四九九三ドル、昨年度利益金四四七九ドル八セント、銀行へ利子支払(二〇七ドル三五セント)分を差し引いて純益金は二〇〇四ドル五三セント。利益配当は四%であった。

一九六二年三月二五日の仏教会における株主総会は、組合時代も換算して第七回定期株主総会と銘打って開かれ、

矢田社長は次のように挨拶した。⁽¹⁷⁾「晩市日系間で唯一の金融機関である本投資会社では、役員並に会員の協力により益々発展し、一方アパート経営で利益配当を確保し、其他日系間の新事業、家屋、新車購入等に利用されて居り、昨年の不況のうちにも本年株主に対し、五分の利益配当の出来た事は大きな喜びである」と。この時の会計報告によれば、会社の財産と総収入は七万二九二四ドル六四セントである。総積立額は四万九九二〇ドル、総貸出額は一万四四七七ドル、純益金は二六三四ドル二〇セントであった。そしてそのなかから二五〇〇ドルが利益配当として支払われたので、利益残金は一三四ドル二〇セントとなった。第四回の株券と五%利益配当が株主に渡され、理事改選は例年通りの人々が承認された。

一九六二年一二月の時点における株主と貸付先は次の通りである。株主は四七人と一団体であり、発行株式数は五二〇株、積立額は五万五二〇〇ドルであった。⁽¹⁸⁾また貸付先は九人に対し一万八二九五ドル七五セントである。第八回の株主総会は一九六三年四月一四日に仏教会で開かれた。その席では、三%の株式配当が承認され、死亡または「引き揚げ日本行き」、の場合を除いて、会社は株券を買い取ることはせず、特別の事情で退会希望の場合は、株主自身が株式を売買処理することを協議決定した。この総会での会計報告は未詳である。第九回株主総会は一九六四年五月一六日に開かれ、昨年度の純益から四%の株式配当することが承認されたが、会計報告の内訳は分からない。この大会ではアパート経営の純益が良くないとして売却が提議された。組合創立以来一〇周年を迎えた第一〇回株主総会は、一九六五年四月十日に仏教会で開かれ、矢田社長は積立金が、家屋・新車・事業等に活用され、アパートの収益もよかったので四・五%の配当をすることが出来たことを慶び報告している。去年度一月から一二月までの会計報告は次のように行われた(「北米報知」の記事、『記録帳』七六頁)。総積立額六万二五三〇ドル、貸出総額一万五五八四ドル、アパートの未払い額七六四九ドル六四セント、純利益金三三七七ドル八八セント、総株数六二五三株に対する四

・五%の配当金二八二三ドル八五セントを差し引いた五六四ドル三セントは次年度繰越金となった。⁽¹⁹⁾

一九六六年五月一日の第一一回株主総会では次の二つの案件が審議された。一つは貸出の件であり、昨年来より株主による積立金の払い戻しを重役に要求することが多くなっていることへの対応である。これは一人に応じると会社の瓦解につながるので、従来通りの貸出方法を厳守し、会社の規約通り会社は株を買い上げることが出来ないことを確認した。交渉が進展しないアパート売却の件は、買値五万四二〇〇ドルの物件を四万五〇〇〇ドルで売るのは二割の損失となり、株価値の値下がりにつながるので現状維持とすることが決議された。会計報告によると総積立額六万四九一〇ドル、総貸出額一万四三一〇ドル、アパートの未払額四三一〇ドル、純利益三四二〇ドル七一セントであり、五%にあたる三三四五ドル五一セントを配当に回している。

一九六七年五月二八日の仏教会における第一二回株主総会では、五%の配当三二七七ドルを承認し、貸出金利を会員は七%、会員以外は八%に値上げすることになった。会計報告による会社の現状は、総資産七万五〇二ドル六六セント、総積立額六万五五四〇ドル、貸付利息収入九九二ドル五〇セント、純利益三三四七ドル一四セントと報告された。⁽²⁰⁾

一九六八年五月二五日の第一三回株主総会では、貸付利子が会員八%、会員外九%に値上げされ、五%の配当を承認した。昨年度の総収入額は七七七ドル五〇セント、支出は五〇七八ドル五〇セントと報告された。⁽²¹⁾一九六九年の第一四回株主総会は三月二六日に開かれた。懸案のアパート売却が出来たが、それによって一万七四〇ドルの損失を出したため、今後二〜三カ年は利益配当が出来なくなったことが報告され、各自意見を交わしたが、最終的には了承された。本来一株一〇ドルの株は八ドルに値下がりにしたことになる。また、以後の貸付については、現金のある場合に限って一年以内の期限で持株の半分を年利八%で貸し出すことに決定した。翌一九七〇年の九月二八日に仏教会で開かれた第一五回株主総会では、昨年度の純益として三二八二ドルを上げ得たので昨年度の損失八九五ドル一〇

セントの補填に充て、残りの五八〇三ドル二セントの損失は二年もすれば穴埋めできるとの矢田社長の挨拶があった。しかし議事進行のなかで会社の即時解散整理の意見がでた。これに対して理事から、八ドルになっている株が一〇ドルに回復予定の二年後に会社整理したいとの案が表明され、全員の納得を得た。第一六回株主総会は一九七一年の一月二八日に開かれ、去年一月から一二月までの会務報告と会計報告を承認し、株価値の復旧に努め、来年度の整理解散に向けて努力する旨の理事の決意表明があり、本年度の無配が了承された。

その後の会社整理の推移を略述しておこう。第一七回株主総会では会社の存続か即解散かを巡って票決を行い整理案が圧倒的多数を占め、一八回大会では会社の資本金を五〇%減資することが裁判所の許可になったことが報告され、六五四株に対して五ドルづつ計三万二八七〇ドルが四〇人の株主に支払われた。一九七三年一月二四日にはアパート売却金の回収を巡って売却先を提訴する等があり、第一九回株主総会では裁判によって四万二一四九ドル四一セントの支払を勝ち取り、一〇%の配当が出来ることが報告された。一九七五年四月二日に最後となった第二〇回株主総会では、評価一株五ドルとなった総株六五四株に対して、全額三万二八七〇ドルの払い戻しをして、その上に一二・五%の配当が出来ることが報告された。そして矢田社長は、この社を正式解散するとなれば、時日と相当の経費を要するので自然解消の形で残務整理していく方針を述べ、了承された。結果的には一株一〇ドルの資本は全額株主に戻され、損失を与えることなく、共同投資会社は二〇年におよぶ活動の幕を閉じたのである。1表は、共同投資会社が金融機関として実質的な活動を行うことの出来た一三年間の積立金、貸付金、配当率を作表したものである。同社は「設立趣意及規約」のなかで示した、配当は三分か四分という約束を立派に果たしたのである。

では、信用貯蓄組合・共同投資会社は具体的にどの様な人々によって構成されていたのであろうか。株式会社への登録には、株主の総数、住所、職業を登録する必要上、その調査が実施され一九五八年五月現在の加入者のうち四五

1表 定期総会会計報告 (金額単位:カナダ・ドル)

定期総会開催日	積立金	貸付金	配当率(%)
1956.4.6	6585	5910	3
1957.4.14	13260	10700	3
1958.4.25	20640	20145	3
1959.2.1	27140	25312	7
1960.3.20	35070	17022	3
1961.4.30	42940	14993	4
1962.3.25	49920	14477	5
1963.4.14	—	—	3
1964.5.16	—	—	4
1965.4.10	62530	15584	4.5
1966.5.1	64910	14310	5
1967.5.28	65540	—	5
1968.5.25	—	—	5

「記録帳」より作成。

名の個人と一団体の名前・住所・職業・株数・株購入時期が英文の一覧表に作成されている。住所は省略し、名前と職業、それに聴取調査による補足と日本国内の出身ないし関係府県名 (prefecture) を加えて作成したものが2表である。⁽²⁷⁾

この一覧表に職業の記された四五人の組合員を通して、組合構成員の主要を知ることができる。職種は一八種にわたっている。最も多いのは漁師 (fisherman) の八人、ついで製材工 (Mill-Hand) ・小売店主 (Store-keeper) ・庭園師 (Gardener) の各五人であり、これに続くのはクリーニング業 (Cleaner) と主婦 (House-Wife) の各三人である。その他は店員 (Importer, Manager) ・理容師 (Barber) ・自動車修理工 (Mechanic, Bodyman) ・輸入商 (Importer, Manager) の各二人に仏教会の開教使 (Minister) ・大工 (Carpenter) ・旅館業 (Rooming House Operator) ・保険代理業 (Insurance Agent) ・トラック運転手 (Truck Driver) ・旅行代理店 (Travel Agent) ・労働者 (Labour) ・裁縫師 (Pressmaking) が各一名づつである。⁽²⁸⁾ 一九四九年四月一日に自由の身となった日系人が約一〇年を経て就いていた職業は、社会的には庶民的な範疇に属するものであったことを知ることができる。四五人の持株二六二株の一人当たり平均五九株以上を持っていた

2表 株主の記録

	NAME	OCCUPATION	SHARE	PREFECTURE (JAPAN)
1	BUEMON ARAKI	FISHERMAN	54	WAKAYAMA
2	MAGOHACHI BANNO	MILL-HAND	84	SHIGA
3	MASAE BANDO	FISHERMAN	54	SHIGA
4	SHINJO IKUTA	MINISTER	138	HYOGO
5	YOJIRO KONDO	FISHERMAN	96	SHIGA
6	RYOTARO KAWASAKI	CARPENTER	54	SHIGA
7	KANZABURO KOBAYASHI	STORE-KEEPER	96	SHIGA
8	TOMEKICHI MOTOMOCHI	GARDENER	54	SHIGA
9	SAWAE NATSUHARA	STORE-KEEPER	54	SHIGA
10	YOSHIO OKANO	CLEANER	162	FUKUOKA
11	SHIGETO OKADA	FISHERMAN	54	WAKAYAMA
12	GENICHI OHORI	ROOMING HOUSE OPERATER	108	HIROSHIMA
13	ZENNO TANAKA	FISHERMAN	96	SHIGA
14	YUKIHARU TADOKORO	GARDENER	108	KOCHHI
15	SATORU TAMOTO	MILL-HAND	54	—
16	GEORGE UYESUGI	STORE-KEEPER	108	SHIGA
17	FRANK G. YADA	INSURANCE AGENT	108	SHIGA
18	GENJI YADA	STORE-KEEPER	108	SHIGA
19	MIYOSHI KIMOTO	MILL-HAND	54	CANADIAN-BORN
20	YUKIO UYESUGI	CLERK	54	SHIGA
21	HISASHI YANO	BARBER	30	FUKUOKA
22	TOKUTARO TANAKA	GARDENER	54	WAKAYAMA
23	SHOJI OYAMA	GARDENER	54	KUMAMOTO
24	YOSABURO HAMAKAWA	MECHANIC	42	SHIGA
25	SABURO NISHIMURA	TRACK DRIVER	42	SHIGA
26	SHIRO NISHIMURA	CLERK	42	SHIGA
27	KINICHI IWATA	TRAVEL AGENT	42	OHSAKA
28	MASAMI YAMAMOTO	BODYMAN	42	CANADIAN-BORN
29	KOICHI CHIBA	MILL-HAND	42	—
30	SADAJIRO NISHIZAWA	IMPORTER	84	SHIGA
31	KOTO HAMAKAWA	HOUSE-WIFE	30	SHIGA
32	SHIGERU NOGAMI	FISHERMAN	30	—
33	VANCOUVER BUDDHIST CHURCH	—	30	—
34	YOSHIKAZU YOSHIDA	FISHERMAN	30	WAKAYAMA
35	GENGO NISHIMURA	CLEANER-MANAGER	30	SHIGA
36	GENZABURO NAKAMURA	GARDENER	30	FUKUI
37	KIYOZO KAZUTA	MANAGER	30	HIROSHIMA
38	TOYOHARU UKAI	CLEANER	30	—
39	KAZUMA SAKATA	LABOUR	18	—
40	KENJI YANO	BARBER	18	—
41	MIYOKO HARA	HOUSE-WIFE	18	WAKAYAMA
42	HIROSHI HAMAGUCHI	STORE-KEEPER	18	WAKAYAMA
43	TAKEJI SAMESHIMA	MILL-HAND	18	—
44	KAZUE KASUBUCHI	DRESSMAKING	18	—
45	HARUKO HAYA	HOUSE-WIFE	18	WAKAYAMA
46	YOSHIO KONDO	FISHERMAN	114	SHIGA
			計	2652

『記録帳』21～22頁より作成。

のは漁師・小売店主・庭園師・クリーニング業・開教使・旅館業・保険外交であり、自営業の人々が多かったのである。

それではこれらの人々の必要とする生活資金、営業資金の調達先として組合、会社は有効な役割を果たしていたのであろうか。実際の貸付状況を3表によって見てみよう。組合が共同投資会社へ組織替えすることになった、一九五九年一月三十一日現在の総貸出額二万五千二百四十一セントの内訳は次の通りである。⁽²⁴⁾

一人の貸付先のうち職業のわかるのは一五人であり、そのうち九人は自営業であり、小売店主(三人)、自動車修理工(一人)、洗濯業(二人)、理容師、漁師である。貸付を受けた側の利用目的が明らかになる事例は限られるが、その少ないケースをとりあげてみよう。小売店主の K. KOBAYASHI は、一九五八年四月から翌年の一月二十五日にかけて、一八〇〇ドル、三一〇〇ドル、二九〇〇ドル、二七〇〇ドル、二五〇〇ドルというように短期間に貸付を受けているのであり、営業資金の調達先として利用したことをうかがわせる。⁽²⁵⁾ クリーニング業 J. OHASHI への貸付は家購入の資金であり、漁師 HAMANISHI への貸付は家を担保にした貸付である。日系社会の中核であった MINISTER や BUDDHIST CHURCH への貸付もあり、日系唯一の金融機関として根付きつつあったと見なすことができる。それは一九六〇年代前半の株主総会における矢田社長の挨拶のなかに、会社の融資が会員の新事業・家屋購入・新車購入等に立派に活用されていることを慶ぶ言葉が繰り返されていることからもうかがうことができる。ただ、会社が資金運用として購入したアパートの売却をめぐる交渉が難航し出した六〇年代後半からは貸付金利も次第に引き上げられ六九年には八%となった。貸付を受ける側も減少し、しかも固定化するようになり、2表に示したように一九六七年一月の貸付先は一〇人、そのうち六人は一九五九年と同じ人物であるし、貸付額自体も一万四六一〇ドル二二セントに減少している。会社は貸付機関としてよりも利子配当機関としての側面が強くなったと考えることが出来る。こ

3表 融 資 先 (金額単位：カナダ・ドル)

NAME	OCCUPATION	LOAN	
		1959年1月	1967年1月
S. IKUTA	MINISTER	700	600
M. IKUTA	HOUSE-WIFE	200	
R. IKUTA	—	300	
M. YAMAMOTO	BODYMAN	310	
S. UYESUGI	CLERK	1760	1750
T. OHHASHI	CLEANER	2369.60	
G. UYESUGI	STORE-KEEPER	1000	
Y. TANAKA	HOUSE-WIFE	1000	
K. YANO	BARBER	1650	
G. NISHIMURA	CLEANER-MANAGER 2000	1750	1750
Y. OKANO	HOUSE-WIFE	300	
H. HAMAGUCHI	STORE-KEEPER	1550	
K. SAKATA	LABORER	400	325
BUDDHIST CHURCH	—	1440	
YOSABUROU. HAMAKAWA	MECHANIC	2000	1000
H. OKUYAMA	—	1600	
I. HAMANISHI	FISHERMAN	4232.81	2588.22
K. KOBAYASHI	STORE-KEEPER	2500	
S. TAMOTO	MILL-HAND		3000
K. IWATA	TRAVEL-AGENT		2500
Y. KURITA	CLEERK OF CONSULATE		600
YOSHIO. HAMAKAWA	—		500
総 計		25312.41	14610.22

『記録帳』28頁、87頁より作成。

の変化はアパート経営につまづいて、株の価値下落を憂慮した理事達が、貸付資金の回収につとめ株主の出資金損失をくいとめることにつとめた結果生じたものである。

む す び

最後に、信用貯蓄組合、共同投資会社が活動した一九五五年から一九七五年の二〇年間のカナダ経済がどのような景況にあつたかをいくつかの指標でみておこう。先ず経済成長では、一九六一年GNEを一〇〇とする⁽²⁶⁾と一九七四年は一七六・一であり、これは人口増加をはるかに凌駕するものであり、生活水準の非常な向上をともなつた。またバンクーバー市の属するB・C州の一九六七年の一人当り個人所得は、二五七九c\$であり、オンタリオ州の二六二四c\$に次ぐ第二位の高さにあり、最低はニューファウンドランド州の一四二四c\$というように地域的な貧富の格差が明瞭な形をとっているカナダのなかでは豊かな地域であつた。⁽²⁷⁾また、カナダの国債利回は一九五五年の三・四八%から六七年の六・五四%を経て七五年には九・四九%に上昇している。⁽²⁸⁾このようなカナダ経済全体の上昇気運が背景にあつて、共同投資会社は活動資金としての積立額を順調に増やすことができたと同時に、国債の利回り上昇は投資機関としてのその役割に終止符を打たせるものであつたといえる。⁽²⁹⁾

理事の報酬がほとんどなく、運営が事実上の奉仕であつたことを斟酌すれば、ほぼ約束通りの配当を続け、会社の解散に際して、会員に損失を与えることなく一株一〇ドルの株券を額面通りで回収できたことは、利益会社の形態をとつてはいても、事実上はささやかな相互融通組合であつた共同投資会社はその目的を果たしたと評価できよう。また株主総会が、常に仏教会を会場として開かれ、同時に懇親会を伴つていたことによつて、仏教会組織が信仰のみでなく生計と情報を提供する場となり、日系市民の生活再建のよりどころとなつていた様子も汲み取ることができる。

このような仏教会の日系社会で果してきた役割については、今後一層掘り下げた分析が必要であろう。

註

- (1) 川崎愛作『海を渡った近江の人たち』、滋賀県発行、昭和六一年、八七頁。
- (2) 同書、一四五頁。
- (3) 今野敏彦・藤崎康夫編著『移民史Ⅲ アメリカ・カナダ編』、一九八六年、新泉社、三三四―三三五頁。
- (4) 川崎愛作、前掲書、六九頁。
- (5) 松宮増雄『開出今物語』、私家版、昭和五九年、一二二頁。佐々木敏二・下村雄紀「カナダ日本人初期移民の定住への過程」(立命館大学『言語文化研究』四巻六号、一九九三年)。
- (6) 川崎愛作、前掲書、八八頁。
- (7) 第二次大戦前のアメリカにおける日系の金融機関については高嶋雅明氏による次の業績がある。「第一次大戦前のカリフォルニアにおける日本人金融機関」(『金融経済』二二六号、一九八六年)・「戦前期シアトルにおける日本人金融機関」(和歌山大学『経済理論』二四八号、一九九二年)・「戦前期カリフォルニアにおける横浜正金銀行と日系社会——一九〇〇―一九三五」(『大阪大学経済学』四二巻三・四号、一九九三年)。
- (8) このレコード・ブックは縦三四センチ×横二〇センチの青表紙のノートである。このノートの記述では貨幣単位をすべて「ドル」と表記しているが、拙稿では「カナダ・ドル」を省略して「ドル」と記したものと解釈した。
- (9) Vancouver Buddhist church, *New Temple & Complex Dedication: 75th Anniversary* (1979), P. 5.
- (10) 一九九四年九月二日の聴取調査による。なお、矢田源一郎氏の略歴は次の通りである。バンクーバーの製材会社経営の矢田ゲンヤの長男として一九〇七年にバンクーバーにて出生。三歳頃母に伴われて日本に渡り、滋賀県彦根近郊の犬上郡千本村東沼波で育った。千本尋常高等小学校を卒えて、一九二二年、一四歳の時、バンクーバーの父の元へ帰り、昼は製材所で働き、夜は中山吾一牧師の英語クラスとハイスクールの夜学に通う。二三歳の時、ハイスクールの教師の薦めによりクラウン生命保険会社に入社。保険業の傍ら弟と二人でバンクーバー市内へイステイキング・パーク横に食料品店を経営。太平洋戦争のため店を売却して、ブリッヂリバーへ移動。一九四九年四月に日系人に対する敵国人扱いが解除となったのでバンクーバーへ帰り、一九五〇年五月食料品店をブラックラバーに再開店したが四年後に売却し、以後は保険業に

第二次大戦後のカナダにおける日系金融機関の軌跡(末永國紀)

専念。元西部カナダ滋賀県人会会長。(出典は、ブリテイッシュ・コロンビア州立大学所蔵「Japanese Canadian Collection」、および一九九三年九月一日・一九九四年八月二日の矢田氏邸での聴取調査による)。

- (11) 第二次大戦以前からの傾向を反映して、一九五五年度の組合員三二名のうち、滋賀県出身者は一五人を占めていた。このように滋賀県出身者が多いのは、同県の村々では江戸期から庶民金融の一つとして頼母子講・無尺講が組織され、一九二五年(大正一四)現在、県下には三九三二団体があり、この種の金融互助組織の盛んな地域であったこともいづらか反映していよう(『五個荘町史』第二巻近世・近現代編、平成六年、七九四頁)。

- (12) 『記録帳』九一〇頁。
 (13) 『記録帳』は、この総会を第三回と記している、發起人総会を第一回とカウントしたものであろう。
 (14) 「ニューカナディアン」(一九五七・一〇・一八)。
 (15) チャーターアカウンター(公認会計士)として W. F. W. Yip が出席(『記録帳』三三三頁)。
 (16) 「コンチネンタルタイムス」(一九六一・五・一九)。
 (17) 「大陸時報」。
 (18) 『記録帳』五九頁。
 (19) 『記録帳』七四頁。
 (20) 「北米報知」。
 (21) 「ニューカナディアン」(一九六八・六・二二)。
 (22) 矢田源一郎氏からの聴取調査による。
 (23) 職種の訳語は矢田源一郎元社長からの聴取調査による。
 (24) 『記録帳』二八頁。
 (25) 『記録帳』一三三頁。
 (26) I・M・ドラモンド、公文俊平・長尾史朗訳『カナダ経済入門』、日本経済新聞社、昭和五二年、四〇―四一頁。
 (27) 同書、二九一頁。
 (28) 日本銀行統計局『日本経済を中心とする国際比較統計』昭和四一年、五二年。

(29) このバンクーバーの信用貯蓄組合・共同投資会社と同じ性格の日系金融機関としては、トロントにおいて一九五七年に設立された如月信用組合がある。一九六〇年四月一六日の「THE NEW CANADIAN」紙は、同年四月九日に開かれた第四回定期総会の報告を、同組合の組合員数二四〇人、貯蓄額四万九九〇〇ドル、融資貸付金四万一〇〇〇ドルと報じている(『記録帳』、三二頁)。

本稿は、一九九三年九月二一日、同志社大学人文科学研究所第四研究会における報告をもとに、一九九四年の現地調査を加えてまとめたものである。本稿作成に当たり、『記録帳』の提供をはじめ聴取調査を快諾していただいたバンクーバー在住の矢田源一郎氏に深謝する次第である。